

47 自立分散型エネルギー社会の構築

(1) ゼロカーボンシティの表明

区は、4年2月の区議会定例会において、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロを目指すこと（ゼロカーボンシティ）を表明した。

(2) 練馬区エネルギービジョン

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の将来像と具体的取組を明らかにするものとして、平成28年3月に策定した。

●理念

一つのエネルギーに依存するのではなく、さまざまなエネルギーを目的に応じて組み合わせるという「エネルギーのベストミックス」と省エネルギーを両輪として、災害時のエネルギーセキュリティ（※1）の確保や、平時の効率的で低炭素（※2）なエネルギーの確保を実現した自立分散型エネルギー社会を目指す。

※1 エネルギーセキュリティ：

家庭や事業所、避難拠点等において必要とされるエネルギーが安定的に得られるようにすること

※2 低炭素：

温室効果ガス排出量を削減するため、主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと

●4つの柱

1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

(1) 避難拠点への太陽光発電設備等の導入

避難拠点となる小・中学校の施設改修時に、蓄電設備と組み合わせた太陽光発電設備の設置を進めている。

(2) 避難拠点での電気自動車等の活用

災害による大規模な停電発生時には、電気自動車等の「動く蓄電池」としての特性を活かし、区、事業者、区民が協働して、医療救護所等で給電活動を行う。

公用車の電気自動車10台、燃料電池自動車2台を活用するほか、自動車販売店およびメーカー3社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結し、災害時に電気自動車等および充電スタンドの貸与を受ける体制を整備している。

さらに、区民が保有する電気自動車等を災害時に避難拠点（区立小中学校）の電源として活用す

る「災害時協力登録車制度」を創設し、登録を呼びかけている。

災害時の円滑な給電に備え、日頃から区民・事業者と訓練を実施している。また、医療救護所10か所に外部給電器を配備している。

2 分散型エネルギーの普及拡大

地域コジェネレーションシステム（※）の整備を進めている。3年3月に、順天堂大学医学部附属練馬病院と石神井東中学校との間で運用を開始した。

さらに、4年度の運用開始に向けて、元年度に（公社）地域医療振興協会と、基本協定を締結した。

また、区民や事業者による分散型エネルギーシステムの導入を支援し、普及拡大する取組を進めている。

※地域コジェネレーションシステム：

災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を災害時に近隣の医療救護所に融通すること

3 省エネルギー化の推進

省エネルギー機器・設備の導入を促進するため、再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度の拡充や、区立施設の省エネルギー化に取り組んでいる。

4 区民や事業者との協働による取組

自立分散型エネルギー社会の実現を目指し、区民や事業者との協働により取組を進めている。

(3) 環境にやさしいまちをつくる

●「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的として、平成18年6月に条例を制定した。

条例施行を機に、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を次の世代に引き継ぐことを宣言した。（宣言文は裏表紙参照）

●練馬区環境審議会

「練馬区環境基本条例」に基づき、区の環境保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は2年で、公募区民・団体代表および学識経験者など計18人で構成されている。3年度は1回開催した。

●練馬区環境基本計画

区の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定している。

「練馬区環境基本計画 2011（後期計画）」の方向性を継承し、『ビジョン』の環境分野の施策を体系化するものとして、2年3月に「練馬区環境基本計画 2020」を策定した。

望ましい環境像を「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」と定め、「みどり」「エネルギー」「清掃・リサイクル」「地域環境」の4分野の施策を進め、温室効果ガスの削減やプラスチックごみの削減等に取り組んでいる。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」の「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

〔温室効果ガス削減目標〕

平成 25 年度比で、12 年度までに 26.0% 削減

〔温室効果ガス排出状況〕

元年度は 193 万 1 千 t であり、そのほとんどを二酸化炭素が占めている。基準年度（平成 25 年度）と比較して 15.0% 減となっている。

●再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度

平成 18 年度から、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、費用の一部補助を行っている。3 年度は、計 497 件、2,769 万 4 千円を補助した。実績はつぎのとおりである。

- ・太陽光発電設備 34 件
- ・自然冷媒ヒートポンプ給湯器 70 件
- ・家庭用燃料電池システム 212 件
- ・蓄電システム 106 件
- ・ビークル・トゥ・ホームシステム 5 件
- ・窓の断熱改修 41 件
- ・LED 化改修 29 件

●自立分散型エネルギー設備設置補助制度

平成 28 年度から、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー設備の普及促進や災害発生時の避難拠点等におけるエネルギーの確保のため、太陽光発電設備や蓄電システム等を設置した福祉避難所および災害時医療機関の運営者に対し、費用の一部を補助している。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区における地球温暖化対策を推進するため、平成 22

年 5 月に練馬区地球温暖化対策地域協議会が設立され、23 年度に区民公募により愛称を「ねり☆エコ」とした。

区民・事業者・区等が相互に連携して各種イベントの開催・出展やホームページによる情報発信など、地球温暖化対策に関する普及啓発活動を行っている。

(4) 区民・事業者と地球温暖化防止に取り組む

●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、区民や事業所が環境に配慮した行動（エコライフ）に取り組む日を決めて実践し、普段の日の行動と比較（チェック）することで、エコライフの効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する啓発事業である。3 年度は、区内の小・中学生等 40,631 人および 12 事業所の取組により、2.63t の二酸化炭素排出量を削減した。

●環境月間行事

環境省が主唱する 6 月の環境月間に合わせ、関連事業を行っている。3 年度は区役所アトリウムを会場に「スタート！エコライフ 2021 夏」と題してパネル展示により、省エネや環境に優しい暮らしのヒント、区の環境への取組などを紹介した。

●環境学習事業

1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心の高めることを目的として、毎年夏休みに作文を募集している。

47 回目となる 3 年度は、地球温暖化やリサイクル、ねりまの自然といった環境をテーマ（題名は自由）に募集し、小学生 469 作品、中学生 271 作品の計 740 作品の応募があった。

2 ねりま打ち水大作戦

打ち水の効果や楽しさを広く周知・啓発することにより、区民一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組む契機となることを目的として、平成 26 年度から実施している。3 年度は新型コロナウイルス感染防止策の徹底を呼びかけたうえで、各家庭での取組に加え、区立施設、小学校および事業所など 13 団体が打ち水を実施した。

3 こどもエコクラブ

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業（3 歳から 18 歳までを対象とする環境活動のクラブ）の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。3 年度は 7 クラブ 401 人が会員として登録・活

動した。

4 ねりまエコ・アドバイザー

ねりまエコ・アドバイザーとは、区が行う環境教育啓発事業や地域で行われる環境保全活動への助言・協力等を行うため、区が委嘱した区民（ボランティア）である。3年度は52人が活動した。

区は、小学校・学童クラブ等へねりまエコ・アドバイザーの講師派遣を行っている。3年度は延べ11施設に派遣した。

●オール東京 62 市区町村共同事業

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護や地球温暖化の防止を目的として、平成 19 年度にスタートした。

3年度には、62 市区町村共通版の「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」により算出した都内の市区町村ごとの温室効果ガス排出量の公表や、気候変動対策に関する調査研究等を行った。

●環境情報の提供事業

環境に関するさまざまな情報を区民に提供することを目的として、区ホームページで環境教育啓発事業の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

●環境報告書「練馬区の環境」の発行

「練馬区環境基本条例」に基づく環境報告書として、3年9月に冊子「練馬区の環境 2年度（2020年度）報告」を作成した。「環境にやさしいまちをつくる」「みどりの保全と創出」「循環型社会をつくる」の3部構成で、区の環境の現状や施策の実施状況を掲載している。

(5) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

●区の事務事業における環境配慮活動の着実な推進

1 練馬区環境マネジメントシステム

（ねりまエコプラン）

平成 23 年度に策定した区独自の「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」により、事務事業執行の中で環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するなど、環境課題の解決に取り組んでいる。

2 練馬区環境管理実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、事業者としての区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するため平成 23 年 3 月に策定し

た。

2年3月に、プラスチックごみ削減への取組を強化した第三次計画を策定した。

3 区立施設の省エネルギー対策等

全施設で節電を励行するとともに、施設の改修にあたっては、省エネルギーに配慮した空調、照明設備等を導入している。

使用する電力については、電力会社の再生可能エネルギーの導入状況や、温室効果ガス排出量などを考慮し、事業者を入札等で決定している。

4 低公害車の導入

区が導入する車両については、低燃費・低公害車を優先して選択している。「低燃費・低公害車の導入に関する手順書」を策定し、国の排出ガス規制基準および低燃費基準に適合した九都県市指定低公害車（※）を選定条件にしている。

2年度に手順書を改定し、小型乗用車および普通乗用車の調達はハイブリッド自動車を原則とし、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車も検討するなど、基準を強化した。

※九都県市指定低公害車：

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと